

平成20年度予算編成等への 政策評価の活用状況

1. 予算編成関係	1
2. 税制改正関係	3
3. 関税改正関係	7
4. 財政投融资編成関係	9

平成 20 年度予算編成における政策評価の活用状況

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」において、行政機関は、政策効果を把握し、必要性、効率性又は有効性等の観点から、自ら評価するとともに、評価結果を政策に適切に反映するほか、予算の作成等に当たり適切な活用を図るように努めなければならないとされている。政策評価結果の主な活用状況は以下のとおりである。

予算の重点化・効率化を図るべく、概算要求に当たり、各府省に対し、政策の目標とその評価方法、施策の必要性、有効性及び効率性の観点から評価した結果、予算要求への反映内容等を記載した「政策評価調書」の提出を求め、政策評価の結果を予算編成に適切に活用。

活用事例

国土交通省

観光立国を推進する……………4,210百万円
(対前年度比 +109百万円増)

【概要、成果目標】

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興、観光旅行の促進のための環境の整備を行う。

成果目標

訪日外国人旅行者数1,000万人(H22年) 733万人(H18年)
日本人の海外旅行者数2,000万人(H22年) 1,753万人(H18年)
国内における観光旅行消費額30兆円(H22年度) 24.4兆円(H17年度)
日本人の国内観光旅行1人あたり宿泊数年間4泊(H22年度) 2.77泊(H18年度)
国際会議の開催件数252件(H23年) 168件(H17年)

成果目標を達成するための手段

自治体等と連携したPRと誘客等を官民一体で実施し、ビジット・ジャパン・キャンペーンを推進する。また観光ルネサンス事業を拡充し、民間組織が行う観光振興事業への補助、観光まちづくりコンサルティング等を実施する。

成果目標の達成度合いの事後的な評価方法

観光立国推進基本計画のフォローアップ

【政策評価の活用状況】

本政策については、観光立国の推進により、地域経済の活性化や雇用創出等に対する効果の観点から必要性や有効性が認められる。また、ビジット・ジャパン・キャンペーンでは、12の国・地域に絞って事業を行っているところであり、一定の効率性も認められる。

予算編成においては、訪日外国人旅行者数が大幅増加するなど、成果目標の達成に向けて、順調に推移していることから、引き続き事業を実施することとした。一方で、アジア地域からの旅行者数が大半を占めることから、韓国・中国などに施策を重点化するとともに、各種取組の成果を踏まえ、展示会等事業から訪日外国人旅行者の増加に直接効果のあるツアー造成支援にシフトするなど、PDCAサイクルにしたがって、より効果の高い取組に重点化することを前提に所要額を措置したところ。

(参考)

予算書・決算書(表示科目)の見直し

見直しの趣旨

予算・決算と政策評価の連携を強化し、予算の重点化・効率化を一層進めるとの観点から、予算書の表示科目の見直しを平成20年度予算から実施。

見直しの内容・期待される効果

今回の見直しにおいては、政策ごとの予算・決算を示すべく、予算書・決算書の表示科目の単位(項・事項)と政策評価の単位とを原則として対応させることとしている。

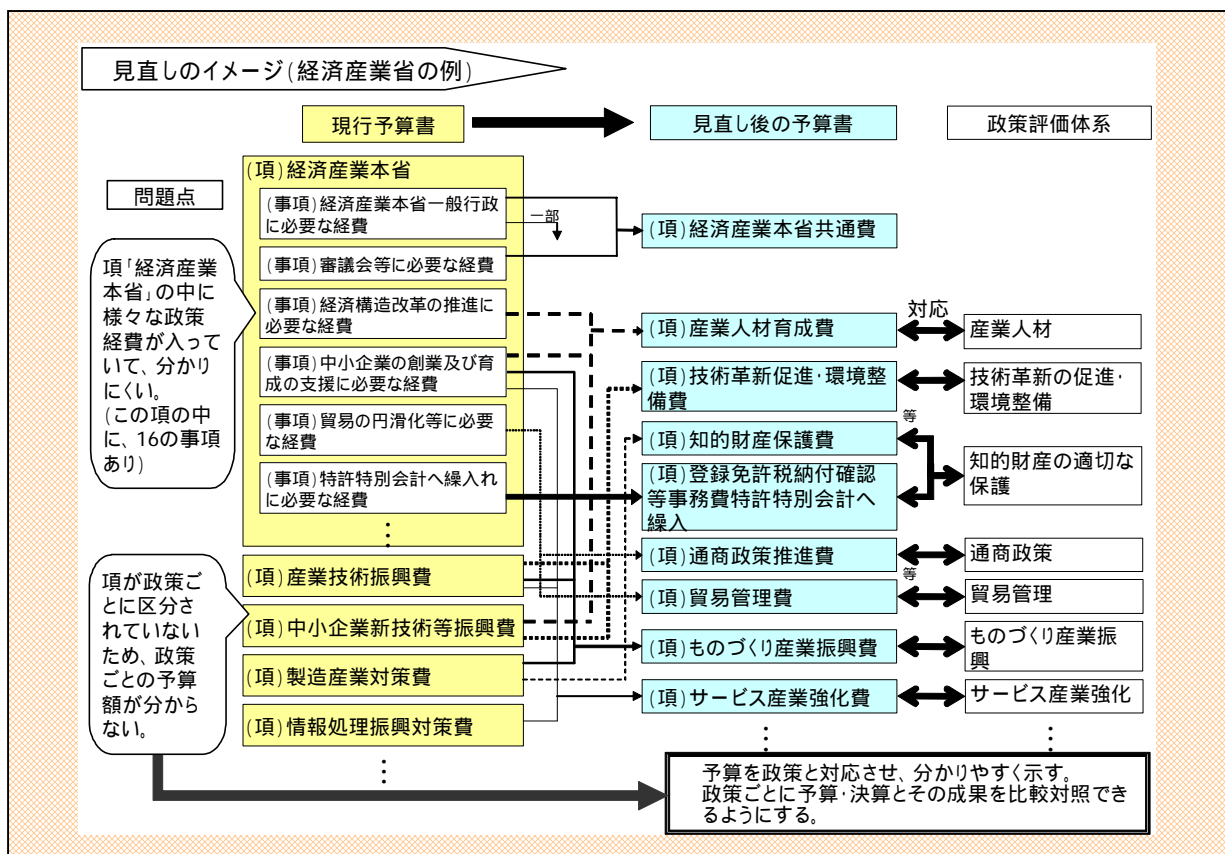
これにより、

1. 予算書等が国民の目に分かりやすくなり、
2. 政策ごとに予算・決算とその成果が比較対照可能になり、事後的な評価が行いやすくなる。

(参考) <経済財政改革の基本方針2007(H19.6.19)>

第3章 3. 予算制度改革 (5) 予算書・決算書の見直し

「政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるように、予算書・決算書の表示科目の単位(項・事項)と政策評価の単位とを対応させる等の見直しを行い、平成20年度予算から実施する。」



平成20年度税制改正における政策評価の活用

租税特別措置を含めた税制改正を行うに当たり、要望時において各府省庁に対し、各府省庁が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省庁等との議論の材料としているところ。

また、各府省庁からのヒアリング等においても、必要に応じ、参考となる資料の提出を求め、議論の材料としているところ。

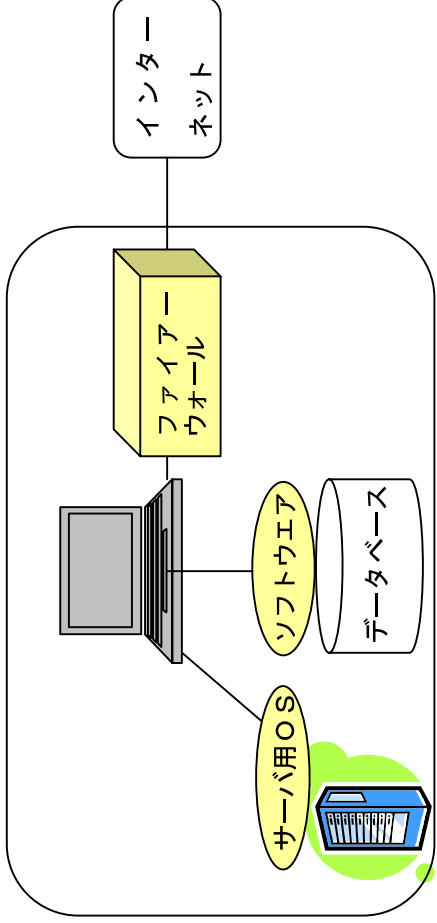
平成20年度税制改正においては、こうした議論を通じて、厳しい財政状況の中で、例えば、中小企業に対して一層の措置の重点化を図ることが必要であるとの考え方に立ち、

- ・ 情報基盤強化税制については、中小企業について、情報基盤への投資を促進する観点から投資下限額を大幅に引き下げる一方、大企業については、対象となる投資額に上限を設ける
- ・ 教育訓練費に係る税額控除制度については、その対象を中小企業に限定することとし、大企業については、教育訓練費が増加傾向に転換していることを踏まえ廃止する
- ・ エンジェル税制については、起業期のベンチャー企業に対する資金を広く呼び込むため、出資について寄附金控除を適用する仕組みを創設する一方、株式譲渡益を2分の1に圧縮する特例を廃止する

等の改正を行った。

情報基盤強化税制の見直し

情報基盤強化税制の仕組み



産業競争力の向上に資する一定の情報セキュリティ対策対応設備等の取得等
(国内の事業に限定)



基準取得価額の10%の税額控除

又は

通常の減価償却費に基準取得価額の50%を上乗せ(特別償却)

○ 対象設備

次のソフトウェア等の年間投資額の合計が1億円以上(資本金1億円以下の法人については300万円以上⇒70万円以上(20年度改正)、資本金1億円超10億円以下の法人については3,000万円以上)の場合のこれらの機器(1)③の設備については、(1)①又は(1)②の設備と同時に設置するものに限る)

(1) ISO/IEC15408 認証を受けた次のソフトウェア等

- ① サーバー用のOS(これと同時に設置されるサーバー用の電子計算機を含む。)
 - ② データベース管理ソフトウェア(これと同時に設置されるアプリケーションソフトウェアを含む。)
 - ③ ファイアウォールソフトウェア(インターネット対応のもの)又はファイアウォール装置(インターネット対応のもの)
- (2) 部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェア(例:ESB)として一定の技術的要件を満たすことについて独立行政法人情報処理推進機構が評価したものを対象に追加⇒20年度改正

○ 資本金の額又は出資金の額が10億円超の法人の取得する対象設備等の取得価額の合計額につき上限を設定し、200億円を超える金額を対象から除外⇒20年度改正

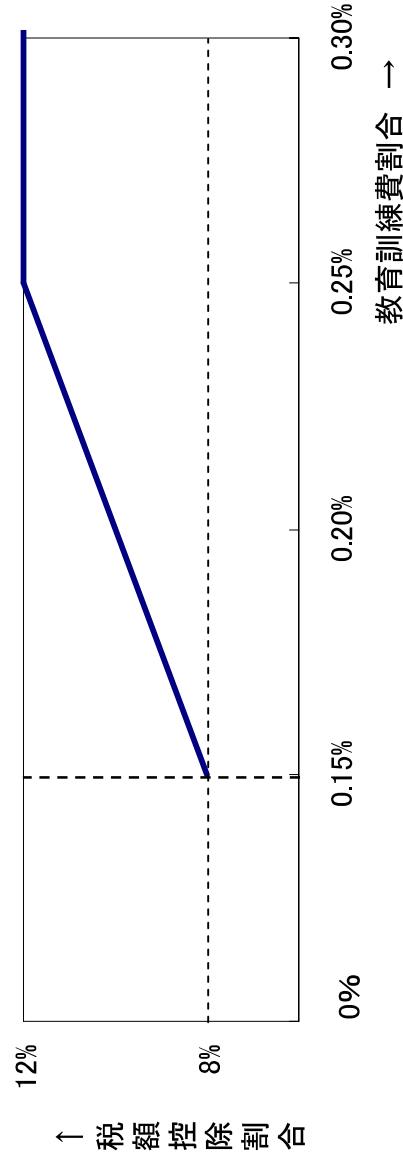
○ 平成18年4月1日から平成20年3月31日⇒平成22年3月31日(20年度改正)までの間に取得等をする対象設備について適用

教育訓練費の増加額に係る税額控除制度の見直し

- 教育訓練費の増加額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。
- (1) 中小企業分については、労務費に占める教育訓練費の割合が中小企業のほぼ平均である0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額に、労務費に占める教育訓練費の割合に応じた税額控除割合（8%～12%）を乗じた金額を税額控除できる制度に改組する。

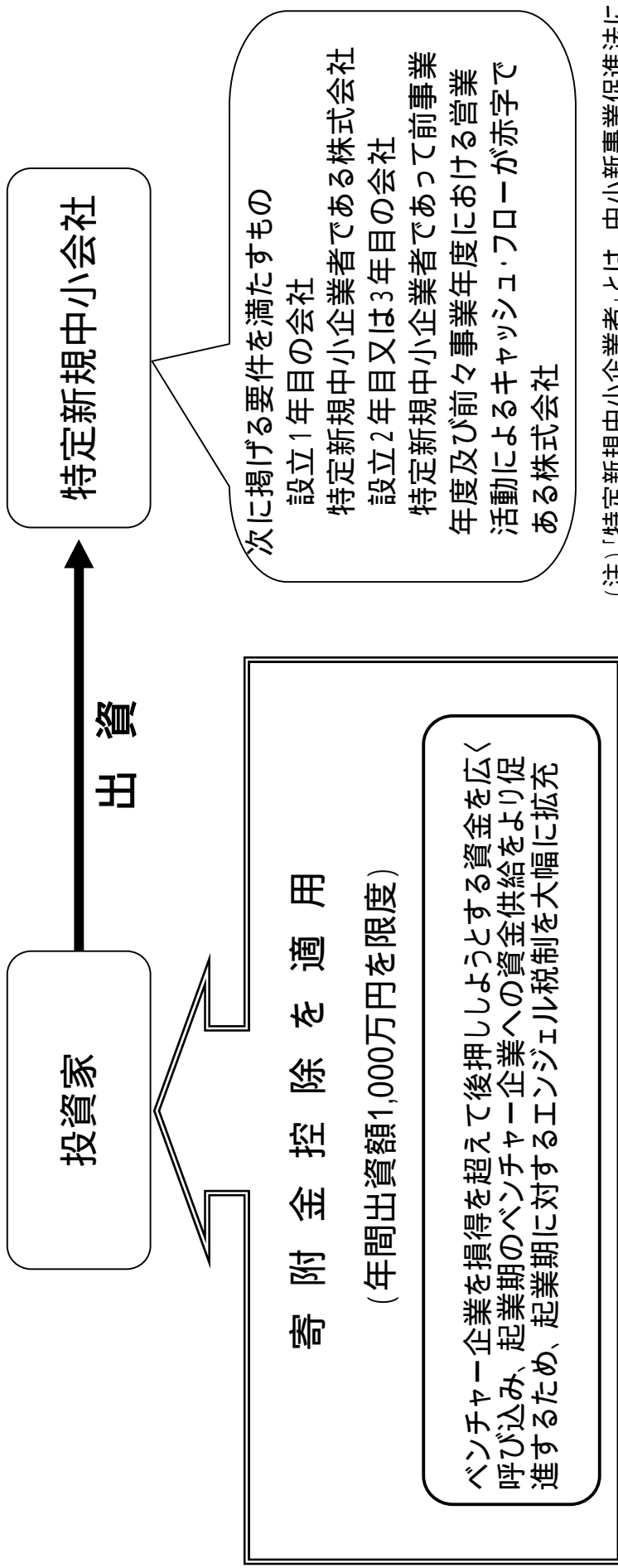
$$\text{(注) 税額控除割合} = 8\% + \left[\frac{\text{教育訓練費}}{\text{労務費}} - 0.15\% \right] \times 40$$

- (2) 大企業分については、適用期限（平成20年3月31日）の到来をもって廃止する。



特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の創設(平成20年度税制改正)

起業期のベンチャー企業への資金供給をより促進するため、エンジェル税制を大幅に拡充し、その年中に一定の特定新規中小会社に出資した金額について、1,000万円を限度として、寄附金控除の適用を認める制度を創設する。



平成 20 年度関税改正における政策評価の活用について

政策評価資料（関税改正要望書）の概要

関税改正に当たっては、国内外の経済情勢の変化等に対応するため、毎年度、関係省庁から関税改正要望書の提出を受けてヒアリングを実施しつつ、関税率及び関税制度について見直しを行っている。

関税改正要望書においては、政策評価制度の趣旨を踏まえ、従来より、政策目的、施策の必要性、要望の措置の適正性等についての記載を求めてきたところである。

関税改正要望書は、新規施策と既存措置の延長に分けて記載項目を設けており、その概要は以下のとおりとなっている。

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| 《 新規 施策 》 | ・ 改正措置要望の目的、必要性、適正性 |
| | ・ 改正措置要望の対象となる産業の現況、関税以外の施策 等 |
| 《 既存措置の延長 》 | ・ 当該措置の効果 |
| | ・ 延長の必要性、今後の延長可能性 等 |

政策評価の活用状況

関税改正の検討の際には、関税改正要望書において措置の必要性等の記載内容が客観的事実に基づき論理的に積み上げられているかという点等を確認しつつ、措置によって実現される具体的な効果を重視するとともに、ヒアリング過程において追加資料の提出及び説明を求め、改正作業に活用した。

（関税改正要望の例）加工再輸入減税制度の延長等 [経済産業省]

目的

- ・ 本制度は、我が国から加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品が、原則として輸出の日から 1 年以内に輸入される場合、その製品に課される関税のうち原材料相当分を軽減するものであり、国産原材料の利用促進等を通じて国内産業全体の活性化に資するものである。

効果

- ・ 本制度は、繊維・皮革産業において生産工程の全てが海外に流失してしまうことを防ぐため、国内における生産工程の活用にインセンティブを与え、製造業者自らが海外の安価な加工コストを有効活用することで国際競争力を高め、企業体力を維持・強化することに貢献している。
- ・ 本制度はこれまでの対象品目の追加等の改正を経て、平成 18 年度の適用輸入額及び減税額はそれぞれ 5,844 億円、290 億円となり、この 10 年間でそれぞれ約 2 倍、約 1.5 倍増加するに至っている。

	(平成 8 年度)	(平成 18 年度)
適用輸入額：	2,952 億円	5,844 億円
減 税 額：	200 億円	290 億円

必要性

- ・ 国内の繊維・皮革産業は、中国や後発開発途上国からの安価な輸入の増加にさらされており、競争力の強化が急務となっている。本制度は国産原材料の利用促進による産業活性化に資するものとして、その重要性が認められており、本制度の適用期間の延長（3年間）等が必要である。

このような要望及びその後のヒアリング過程における精査・検討の結果、加工再輸入減税制度の適用期限の延長（3年間）等を行うこととした。

今後の課題

各省庁から提出される関税改正要望書の記載内容については、施策の目的・必要性等についての記述は充実したものとなってきている。

今後とも、施策の効果を客観的基準に基づいて検証するための指標等の提示を求めつつ、その積極的な活用を進め、毎年度の関税改正作業をより精緻なものにしていくこととしたい。

平成 20 年度財政投融资計画編成 における政策評価の活用

1 . 要求官庁・機関の政策評価の実施状況

財投計画編成に当たっては、要求時に、各省庁に対して各財投機関が実施する施策の意図・目的及び施策の公益性・民業補完性等について政策評価を行うよう求めているほか、事業規模や制度改正等要求事項についても民業補完性・有効性・財務の健全性等の観点から政策評価を実施するよう求め、これらの内容を記載した資料の提出がなされているところである。

2 . 政策評価の活用状況

20 年度財投計画においては、社会経済情勢に即応し、真に政策的に必要な資金需要には的確に対応しつつ、対象事業の重点化・効率化を行った結果、財投計画の総額は 13.9 兆円と、前年度比 2.1%、ピーク時の約 3 分の 1 の規模にまで縮減したところである。

20 年度財投計画の編成過程における政策評価の活用について、主な例は以下のとおり。

(1) 国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、(株) 日本政策金融公庫

	<p style="text-align: center;">【企業活力強化貸付/地域活性化・雇用促進資金 (企業立地促進関連) 】【 (新規)</p> <p style="text-align: center;">(地域における中小企業者の企業立地等の促進、立地条件の改善及び共同化の促進等により、当該地域経済の活性化及び地域における雇用の促進等を図るために必要な資金を融資する制度</p>
(各省庁・機関 の政策評価)	<p>民業補完性等 中小企業者の企業立地及び事業高度化のための取り組みは、先導的な観点を求められるものの、リスクが大きく、民間金融のみでは十分な資金供給が困難なケースが多いため、専門の知識、ノウハウを有し、国の中小企業政策に沿って機動的な実施が可能である政策金融機関において補完する必要がある。</p> <p>有効性 地域における中小企業者の新規企業立地等は、その経営を大きく圧迫しかねないものであり、計画遂行にあたっては円滑な資金調達が不可欠である。 本制度は、今般制定された企業立地促進法に基づき、産業集積の形成等に向けた地域の主体的かつ計画的な取組みを支援するものである。地域経済において重要な地位を占める中小企業の新規企業立地等を促進することで、地域が自らの強みをいかして関係者の力を集結しつつ、新たな企業立地等を通じた産業集積の形成等を促進し、地域に所得と雇用が生まれることとなり、地域経済の自律的な発展基盤が強化される。</p> <p>その他 (財務の健全性への影響等) 当該制度は、中小企業者の企業立地等リスクの高い事業が対象となっているが、政策金融により事業が軌道に乗るまでに懸念される初期リスクの</p>

	<p>軽減が図られること、また、貸付に当たって中長期的な事業見通し等を精査し、融資実施後も適切な債権管理を行っていることから、償還確実性に問題はない。</p>
(政策評価を活用した20年度財投計画編成)	<p>地域の強みを生かした企業誘致を促進することは地域活性化における重要な課題となっていることから、施策の重要性とともに民業補完性及び有効性等を勘案し、産業集積の形成を支援し地域経済の活性化及び地域における雇用の促進等を図るために制度の新設を認めることとした。</p> <p>今後も、引き続き、本制度の民業補完性、財務の健全性を含めて事業効果につき検証していく必要がある</p>

(2) (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構

	<p>【探鉱出融資及び開発資金債務保証】(新規)</p> <p>〔 金属鉱物の探鉱事業に係る資金の出融資、開発事業に係る資金の債務保証 〕</p>
(各省庁・機関の政策評価)	<p>民業補完性</p> <p>本制度は、民間企業による探鉱・開発を促進することにより、優良な金属鉱物資源の確保を図り、もって金属鉱業の国際競争力と金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資することを目的としており、わが国経済の発展に重要な役割を果たしている。</p> <p>探鉱事業は、鉱山開発に比し事業リスクが大きく、事業から生まれる収益が特定できにくいことから、将来キャッシュフローが見込み難く、民間金融機関が対応し難い分野であり、財投資金による機構の融資は、民業補完の観点から十分意義のあるものとする。</p> <p>また、鉱山開発は多額の資金を必要とすることから、金融機関からの借り入れに対して債務の保証を行い資金調達の円滑化を図ることは、民業補完の観点から十分意義のあるものとする。</p> <p>有効性</p> <p>金属鉱物資源については、中国等における需要の増加や資源国における資源ナショナリズムの高まり等により、価格の高騰や国際的な資源獲得競争の激化がおきているところである。一方、レアメタルをはじめとする金属鉱物資源は、IT産業や自動車産業等、我が国が競争力を有する先端産業において不可欠の素材であり、我が国への安定供給確保が急務となっている。</p> <p>金属鉱物資源の安定供給確保のためには、民間における探鉱・開発活動を支援することが重要である。機構の実施している探鉱・開発に対する金融支援に対して産業投資出資を行うことにより、リターンが期待できるもののリスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない探鉱・開発段階にあるプロジェクトに対するリスクマネーの供給が促進され、プロジェクトが開発・生産段階に至り、わが国への金属鉱物資源の安定供給に寄与することが期待されることから、産業投資出資金の活用には有効性が認められる。</p> <p>その他(財務の健全性への影響等)</p> <p>案件の採択にあたっては、適切な技術的・経済的指標を用いた厳正な審査を行い、財務の健全性の確保に努めることとしている。</p>
(政策評価を活用した20年度財投計画編成)	<p>レアメタルをはじめとする非鉄金属資源の安定供給確保が急務となる中、探鉱・開発についてはリスクが高いこと等から民間金融機関のみでは十分な資金供給がなされず、金融支援を行うことには民業補完性が認められること、また、金融支援を強化しリスクマネーの一層円滑な供給を促進することには、探鉱・開発活動の活発化を通じた我が国権益の維持・確保</p>

に向けた有効性が認められることに鑑み、20年度予算において100億円の産業投資出資金を認めることとした。

3. 今後の課題

今後とも、財政投融资計画要求に際し、財政投融资事業に係る政策評価に加え、個別制度要求毎に、民業補完性、有効性、財務の健全性への影響等の観点から検討した政策評価の提出を求め、これを審査において積極的に活用してまいりたい。